中央大学貸与奨学金
返還のてびき

中央大学学生部事務室奨学課

奨学金の返還に関する大切な情報が載っています。返還が完了するまで大切に保管して、必要に応じて諸手続きを取ってください。

中央大学貸与奨学金　「返還の覚え」貼付欄

「返還説明会」にて配布された「返還の覚え」を下欄に貼るか内容を転記してください。
「返還の覚え」には自分が借りた奨学金の金額や連帯保証人、保証人が誰なのか等、非常に重要な内容が載っていますので、絶対に忘れないようにしてください。

学籍番号	
借用総額	円
返還年賦額	円
返還期間	年　１２月　～　　年　まで
連帯保証人	
保証人	

※学籍番号は最終学歴の学籍番号を記入してください。
（例：法学部から法学研究科に進学した人・・・法学研究科の学籍番号を記入）
※専門職大学院へ進学した人は、学部生の学籍番号となります。
※連帯保証人は奨学生とともに返還の義務を負う方で、原則父母のどちらかです。
※保証人は返還の義務は負いませんが、奨学生および連帯保証人に返還の指導をする方です。

はじめに

　この中央大学貸与奨学金はその名の通り「貸与」の奨学金であり、奨学生（借用者）のみなさんは返還の義務を負います。決められた金額、決められた期間できちんと返還をしていきましょう。

　みなさんからの返還金は、多くの後輩の教育研究活動を支えています。また、奨学金の返還は非常に長期に亘りますので、計画的な返還をお願いします。

　「借りたものは必ず返す」これは当たり前のことではありますが、当たり前のことをきちんとやることがとても大切です。

　もし返還が滞ることがあれば自分だけでなく、連帯保証人や保証人など周りの人にも多くの迷惑をかけてしまいます。そのようなことが絶対ないように十分注意してください。

目次

はじめに

ページ

＜奨学金返還の手続きについて＞

１．学籍番号は忘れずに！　1

２．新規返還者住所届の提出について　1

３．返還金額について　1

４．口座自動振替制度について　1

５．返還始期について　2

６．返還期間について　2

７．繰上返還について　3

８．領収書について　3

９．返還が完了したら・・・　3

10．返還が滞ってしまったら・・・　3

11．大学への登録事項の変更手続きについて　4

12．返還猶予について　5

13．返還免除について　8

口座自動振替に関するＱ＆Ａ　9

＜巻末綴じ込み＞

（様式1）　転居届・勤務先変更届

（様式2）　改氏名届

（様式3）　連帯保証人変更届

（様式4）　保証人変更届

（様式5）　返還猶予願

（様式6）　返還免除願

（様式7）　返還年賦額を超える返還・一括返還　振替申込書

（様式8）　口座振替金額　増額申込書

口座自動振替に関する取り扱い要領

中央大学奨学金貸与規程

奨学金返還の手続きについて

ここでは中央大学貸与奨学金の返還手続きについて説明します。

1.　学籍番号は忘れずに！

奨学金の管理は　<u>最終学歴の学籍番号</u>　で行います。絶対に忘れないように控えておいてください。

本学大学院へ進学した方　　→　大学院の学籍番号
専門職大学院へ進学した方　→　学部の学籍番号

2.　新規返還者住所届の提出について

卒業後の最初の手続きは、「新規返還者住所届」の提出です。

住所届とは、卒業後の本人・連帯保証人・保証人の住所・電話番号・勤務先等を確認させていただくものです。奨学金の返還に利用いたします。

卒業後の最初の７月頃に、奨学金返還に関するお知らせとともに連帯保証人へ送付します。必ず全員、提出期限までに返送してください。

3.　返還金額について

この奨学金は無利子です。返還総額（借用総額）は、「返還の覚え」で確認してください。返還総額を規定の年数で割った金額を「返還年賦額」とし、1 年に一度 12 月に指定口座より振替ます。借りた総額を決められた返還期間で返還してください。

4.　口座自動振替制度について

奨学金の返還は「口座自動振替制度」による指定口座からの振替となります。必ず全員が加入しなければなりません。口座自動振替制度によって、返還を迅速・確実に行うことができます。

(1)加入手続

最終学年に行う返還説明会で加入手続をおこないます。変更したい場合は、再度「口座振替依頼書」の提出が必要となります。奨学課に連絡してください。

⑵取り扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合（一部を除く）・労働金庫・農協・ネット銀行（一部を除く）・信漁連・漁協（一部を除く）その他

⑶振替日

毎年 12月４日（休日の場合、翌営業日）に指定口座より、年賦額に手数料を加算し振り替えます。

11 月下旬に振り替えに関するハガキを送付しますので、請求金額を確認し、指定の口座に準備をしておいてください。

⑷口座名義

原則本人名義の口座となりますが、希望により連帯保証人の口座でも受け付けます。

⑸振替手数料

振り替えには口座振替手数料（消費税を含む）がかかります。

万が一、１回目の振り替えの時に残高不足により返還できなかった場合は２月４日に再度振り替えを行いますが、手数料は２回分かかりますので十分に注意してください。

5.　返還始期について

奨学金の返還は、大学および大学院を卒業・修了された後の最初の１２月から開始されます。具体的には次の通りとなります。

卒業・修了の方・・・・・卒業・修了した年の１２月より開始
退学・除籍の方・・・・・学籍がなくなった月から６ヶ月経過後の１２月より開始

＊在学中から返還することもできます（振込用紙を使用していただきます）。
希望する方は、奨学課まで連絡してください。

6.　返還期間について

返還期間は次の通りです。
大学の貸与奨学金を１年間（１回）のみ借りた場合・・・・・・・１０年間
大学の貸与奨学金を２年間以上（２回以上）借りた場合・・・・・１５年間

＊大学の貸与奨学金には、中央大学貸与奨学金の他、入学時貸与奨学金、応急奨学金、大学院特別奨学金なども含まれます。

7.　繰上返還について

全額または一部を繰上返還することができます。希望する場合は、該当年度の９月末日までに、巻末綴込の「返還年賦額を超える返還・一括返還　振替申込書」（様式７）あるいは、「口座振替金額　増額申込書」（様式８）を奨学課に提出してください。

8.　領収書について

奨学金の返還について領収書は発行しておりません。通帳に必ず記帳してください。

9. 返還が完了したら･･･

奨学金をすべて返還した方には、完済した月の翌月末までに、完済通知とともに返還誓約書（借用証書）を返却いたします。大切に保管してください。

10. 返還が滞ってしまったら･･･

借りた奨学金は決まった金額を決まった期間内にすべて返還してください。

もし返還が滞ってしまった場合は「滞納金」として取り扱い、大学が下記の措置を取ります。

・連帯保証人に督促状を送付し、滞納金額の返還を請求する。
・保証人へ連絡し、奨学生本人と連帯保証人へ返還を指導してもらう。
・延滞金を課す。
・法的措置を取る（訴訟になる可能性もあります）。

これ以外にも必要に応じた措置を取ることがあります。

返還が滞ると本人だけでなく、**連帯保証人や保証人など多くの人に多大な迷惑がかかることになります。**そのようなことは絶対にないように、計画的に返還をしてください。

万一、どうしても一時的に返還が難しくなった場合は、返還猶予の手続きを取ってください（５～６ページ参照）。

11. 大学への登録事項の変更手続きについて

大学への登録事項に変更が生じた場合や連帯保証人・保証人が亡くなった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。**非常に重要な手続きですので、必ず申し出ていただくようお願いします。連絡先が不明な場合、あるいは連絡が取れない場合には、連帯保証人・保証人・各勤務先へ調査を行います**ので注意してください。

提出していただいた個人情報は本奨学金返還業務以外に使用することは一切ありません。

変更項目	手続き方法	届出方法
住所変更 （本人・連帯保証人・保証人）	次のいずれかの方法で手続きする。 ①奨学課に電話またはＦＡＸで連絡する。 ②中央大学ホームページより変更する。 **（中央大学 Web ページ→学生支援→奨学金）** ③「転居届・勤務先変更届」（様式１）を提出する。※巻末綴込	・電話 ・FAX ・HP ・郵便
氏名が変更になった （本人・連帯保証人・保証人）	「改氏名届」（様式２）を提出する。 ※巻末綴込	・郵便
連帯保証人の変更 ＊連帯保証人が亡くなった場合は、新たに選任してください。	「連帯保証人変更届」（様式３）を提出する。 ※変更後の連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付してください。 ※連帯保証人は原則父母のどちらかとなり、**本人とともに返還義務を負う方**です。	・郵便
保証人の変更 ＊保証人が亡くなった場合は、新たに選任してください。	「保証人変更届」（様式４）を提出する。 ※保証人は返還の義務は負いませんが、本人と連帯保証人に返還を指導する方です。 ※所定の要件を満たす必要があります（変更届を参照）。	・郵便
振替口座の変更	奨学課へ連絡してください。新しい「口座振替依頼書」を送付しますので、新口座を記入の上、返送してください。 ※手続が９月末を超えると当該年１２月の振り替えに間に合わない場合がありますので、注意してください。	・郵便

12. 返還猶予について

下記のやむを得ない事情等により返還が困難な場合は、返還猶予の手続きを行ってください。申請に基づき本学奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を猶予します。内容は変更になる場合がありますので、最新の情報は中央大学ホームページで確認してください。

※返還猶予とは・・・一定期間返還を待ってもらうこと

１．在学猶予

⑴申請書類等

卒業・修了後に、本学または他の大学や大学院に進学し在学している場合下記の通り手続きが異なります。

※本学を修学延長する場合は、返還猶予の手続は不要です。

在学先	必要書類	猶予期間
本学大学院に在学中	在学届（所定用紙） ※大学院進学の場合、入学手続書類に同封します。 ※学生証のコピーを貼付してください。	在学期間中
本学の専門職大学院に在学中	①返還猶予願（様式５） ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限の期間 ※修学延長の場合は１年毎の手続が必要
他大学の学部・大学院・専門職大学院に在学中	①返還猶予願（様式５） ※巻末綴込 ②学生証のコピー ③在学証明書 （毎年４月に提出）	標準修業年限の期間 ※修学延長、海外の大学に在学の場合は１年毎の手続が必要

※他大学在籍を事由とする場合、在籍確認をするため、**毎年４月に「在学証明書」を提出していただきます。**

※大学院研究生、通信教育、専門学校、科目等履修生等の場合は、次ページの「２．一般猶予」の対象となります。

※申請内容について確認するために電話連絡や追加で書類提出を求めることがあります。

⑵申請期間　　対象年度４月～９月まで

２．一般猶予

⑴申請書類等

下記の事由等で返還が一時的に困難な場合、それぞれ必要な証明書や書類を「返還猶予願」（様式５）に添付して申請をしてください。

事　由	必要書類（共通）	必要書類（事由別）	猶予期間
災　　害	**市区町村役場発行の所得証明書** （罹災月から 13 カ月目以降のみ必要） ※6 月に発行される前年分所得記載のもの。	罹災証明書等	**1 年間** （対象年度 12 月～翌年 11 月） 毎年申請が必要 **最大５年**を限度とする
病気加療		医師の診断書 （**診断書に就労困難である旨**と**治療中である旨**の記載が必要。**２カ月以内**の発行のものに限る）	
経済事由 （資格試験準備等を含む）	**市区町村役場発行の所得証明書** ※6 月に発行される前年分所得記載のもの。	**①給与・年金収入の合計金額が 300 万円以下** **②合計所得金額が 192 万円以下** 最新の所得証明書に記載の金額が上記①と②のいずれかの金額を超える場合は、現在の経済的事情や生活状況がわかる書類 （求職中であることがわかる書類、雇用保険受給資格者証、資格試験準備の講座受講証など）	
司法修習生		司法研修所発行の身分証明書のコピー （合格証明書も可）	

※所得証明書は市区町村によっては発行時期が異なる場合があります。
※必要書類はやむを得ない場合コピーも可とします。
※過去の年度に遡って返還猶予を申請することはできません。
※申請内容について確認するために電話連絡や追加で書類提出を求めることがあります。

⑵申請期間　　対象年度６月～９月まで

３．結果

奨学委員会にて審議し承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知します。申請時期および奨学委員会の開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

＊審議の結果、返還猶予が認められない場合もあります。

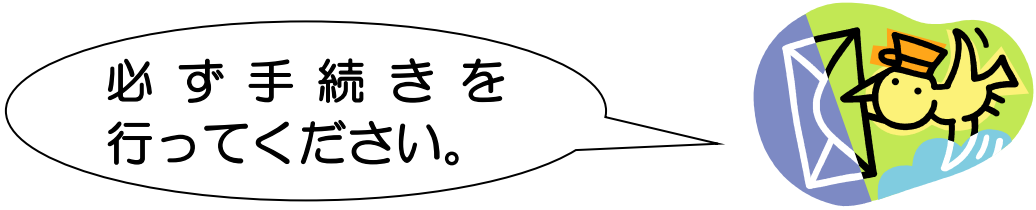

13. 返還免除について

奨学生本人が死亡または心身障害により返還ができなくなった場合は、原則として連帯保証人または相続人に返還していただきます。

ただし、連帯保証人または相続人も返還できない相当の事由があり、連帯保証人を変更することもできないと判断される場合は、返還金の残高について全額または一部の返還の免除を申請することができます。

申請に基づき奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を免除します。

注）連帯保証人の変更手続が可能な場合は、必ず「連帯保証人変更届」（様式３）にて手続きを行ってください。

１．申請期限

奨学生本人が死亡の場合：死亡してから１年以内

奨学生本人が心身障害で治る見込みがない場合：随時

２．申請方法

「返還免除願」（様式６）に必要事項を記入の上、申請事由を証明する資料を添付して提出してください。

３．必要書類

①返還免除願（様式６）

返還免除を申請する理由を詳しく記入してください。

＊理由が詳細かつ明確でないと申請を受け付けることはできません。

②奨学生本人死亡の事実が記載された公的証明書（戸籍謄本・抄本、死亡診断書など）

③奨学生本人の心身障害が治る見込みがないことを証明する資料（医師の診断書など）

④連帯保証人または相続人が返還することができない事由を証明する証明書

※市区町村役場発行の所得証明書は全員必ず添付してください。

⑤その他大学が提出を求める書類

４．結果

奨学委員会にて審議し、承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知し、返還誓約書（借用証書）を返却します。申請時期および奨学委員会開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

中央大学貸与奨学金　口座振替に関するＱ＆Ａ

～口座振替制度の質問集です。参考にしてください。～

Ｑ１　口座振替はいつされるのですか？

Ａ１　原則として毎年１２月４日です（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）。
口座振替は年に１回となります。

Q2　振替金額を準備し忘れてしまった場合、どうすればいいですか？
すぐに滞納金になってしまいますか？

A2　振替金額（手数料・消費税含む）が指定の口座に準備されていない場合はその旨をハガキでお知らせし、２月４日に再度振り替え（再振替）を行います。必ず、振替日の前営業日までに準備してください。再振替の場合は滞納金にはなりませんが、手数料と消費税は２回分負担していただきます。

Q3　口座振替にかかる手数料はいくらですか？

A3　１回の口座振替につき、口座振替手数料（含消費税）がかかります。再振替の場合は口座振替手数料（含消費税）が２回分かかります。
（参考）口座振替手数料７２円（手数料６５円＋消費税１０%分７円）[2019年12月現在]
※口座振替手数料は変更となる場合があります。

Q4　口座名義は本人でないといけませんか？

A4　基本的には本人名義となりますが、連帯保証人等の名義でも構いません。ただし、口座振替依頼書の**「請求先顧客番号」**に**奨学生本人の学籍番号の記入を忘れないよう**に特に注意してください。

Q5　預金口座振替依頼書を自分で金融機関に持って行く必要はありますか？

A5　不要です。預金口座振替依頼書には、金融機関のお届け出印を鮮明に押してください。
重ね押しや不鮮明な場合は、受付できません。
くれぐれも**金融機関には絶対に持って行かないでください！**

Q6　一度登録した口座を変更したい場合はどうすればいいですか？

A6　あらためて口座振替依頼書を提出していただきます。奨学課まで連絡してください。

Q7　これから返還が必要な金額がいくらなのか知りたいのですが。

A7　返還説明会にて配布する「返還の覚え」に記載されていますので、よく確認してください（「返還の覚え」は本冊子表紙裏に貼って管理してください）。
また、最新の情報を反映した返還金額を、振り替えの通知（ハガキ）でもお知らせしますので、自分がこれまでいくら返還したのか、年賦はいくらなのか等確認することができます。通知が届きましたら、**必ず引き落とされる金額（口座振替手数料・消費税も含めて）**の準備をしてください。

Q8　分割して返還することはできますか？

A8　事情により分割の相談に応じることも可能です。奨学課まで相談してください。

Q9　事情があり返還したお金を返してもらえますか？

A9　一旦口座振替された場合は、いかなる理由があっても返金することができません。ご了承ください。

Q10　繰り上げ返還や一括返還をすることはできますか？

A10　可能です。「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」（様式７）あるいは、「口座振替金額　増額申込書」（様式８）に必要事項を記入して、当年度の9月末日までに奨学課へ提出してください。なお、繰り上げ返還の場合、繰り上げた金額に応じて返還終了年度が早まることになります。

＊上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに間に合わないため、翌年からの繰り上げ返還になる場合があります。

Q11　少し余裕ができました。今年は年賦額以上を振り替えてほしいのですが。

A11　可能です。「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」（様式７）に必要事項を記入して、当年度の9月末日までに奨学課へ提出してください。

＊上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに間に合わない場合があります。

Q12　再振替でも振り替えができなかった場合はどうなりますか？

A12　口座振替制度を利用できなくなる場合があります。

Q13　どうしても返還することが厳しいのでしばらく待ってもらうことはできますか？

A13　返還期間を延ばすことができます（「返還猶予」といいます。5～7 ページを参照してください）。申請内容を奨学委員会にて審議・承認されれば返還猶予が認められます。本冊子綴じ込み用紙「返還猶予願」（様式５）に必要事項を記入の上、猶予事由を証明する書類とともに奨学課まで送付してください。申請日や奨学委員会の日程により結果が出るまで時間がかかることがあります。

Q14　返還に関する相談には応じてもらえますか？

A14　出来る限り相談に応じたいと思いますので、奨学課まで連絡してください。

Q15　住所を変更した場合の手続はどうしたらよいですか？

A15　「転居届・勤務先変更届」（様式 1）を提出するか、中央大学ホームページからの入力、あるいは電話で届け出を行ってください。

☛　**中央大学 HP → 学生支援 → 奨学金**

Q16　結婚して、姓が変わりました。どうしたらよいですか？

A16　綴じ込みの「改氏名届」（様式２）を提出してください。連帯保証人の改氏名の場合は、併せて印鑑登録証明書を添付してください。

巻末綴込
各種書類

様式1

中央大学貸与奨学金　転居届・勤務先変更届

20　　年　　月　　日

中央大学学長殿

既に届出てあります｛奨学生本人／連帯保証人／保証人｝（氏名：　　）について

下記の通り届出事項を変更します。

ﾌﾘｶﾞﾅ		学籍番号
奨学生本人氏名	（西暦）　　年　月　日生	

※変更該当者について記入してください。変更がない項目については「変更なし」と記入してください。

ﾌﾘｶﾞﾅ			本人との続柄
氏名	（西暦）　　年　月　日生		
ﾌﾘｶﾞﾅ			
（新）住所	〒　　ー		
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス
			@
ﾌﾘｶﾞﾅ			勤務先電話番号
勤務先名称（部署名含む）			
ﾌﾘｶﾞﾅ			
勤務先住所	〒　　ー		

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
TEL　042－674－3984
FAX　042－674－3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

様式2

中央大学貸与奨学金　改氏名届

20　　年　　月　　日

中央大学学長殿

既に届出てあります｛奨学生本人／連帯保証人／保証人｝（氏名：　　）について

下記の通り届出事項を変更します。

ﾌﾘｶﾞﾅ			学籍番号
奨学生本人氏名	（西暦）　　年　月　日生　㊞（朱肉印）		
ﾌﾘｶﾞﾅ			
奨学生本人住所	〒　　ー		
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス
			@

（注）以下は変更該当者自身が記入してください。なお、連帯保証人の改氏名の場合は、実印を押し、「印鑑登録証明書」を添付してください。

ﾌﾘｶﾞﾅ			印鑑	本人との続柄
（新）氏名	（西暦）　　年　月　日生		㊞（朱肉印）	
ﾌﾘｶﾞﾅ				
（新）住所	〒　　ー			
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス	
			@	
ﾌﾘｶﾞﾅ			勤務先電話番号	
勤務先名称（部署名含む）				
ﾌﾘｶﾞﾅ				
勤務先住所	〒　　ー			

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
TEL　042－674－3984
FAX　042－674－3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

様式3

中央大学貸与奨学金　連帯保証人変更届

20　　年　　月　　日

中央大学学長殿

既に届出のある連帯保証人を下記の者に変更しますので、新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上、お届けします。

ﾌﾘｶﾞﾅ			学籍番号
奨学生本人氏名	印（朱肉印） （西暦）　　年　月　日生		
ﾌﾘｶﾞﾅ			
奨学生本人住所	〒　　－		
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス
			@

（注）以下は変更該当者自身が記入してください。実印を押し、「印鑑登録証明書」を添付してください。

ﾌﾘｶﾞﾅ			実印	本人との続柄
連帯保証人氏名	（西暦）　　年　月　日生			
ﾌﾘｶﾞﾅ				
連帯保証人住所	〒　　－			
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス	
			@	
ﾌﾘｶﾞﾅ			勤務先電話番号	
勤務先名称 （部署名含む）				
ﾌﾘｶﾞﾅ				
勤務先住所	〒　　－			
変更理由	死亡　・　その他（　　）			

＊連帯保証人は、奨学生本人の父母またはこれに準ずる者で、独立生計を営む者とします。
＊連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の義務を負います。

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
TEL　042－674－3984
FAX　042－674－3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

様式4

中央大学貸与奨学金　保証人変更届

20　　年　　月　　日

中央大学学長殿

既に届出のある保証人を下記の方に変更しますので、お届けします。

ﾌﾘｶﾞﾅ			学籍番号
奨学生本人氏名	㊞（朱肉印） （西暦）　　年　月　日生		
ﾌﾘｶﾞﾅ			
奨学生本人住所	〒　　ー		
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス
			@

（注）以下は新たに保証人となる方自身が記入し、朱肉用印鑑を押してください。

ﾌﾘｶﾞﾅ		印鑑(朱肉印)	本人との続柄
保証人氏名	（西暦）　　年　月　日生		
ﾌﾘｶﾞﾅ			
保証人住所	〒　　ー		
	電話番号（自宅）	携帯電話番号	メールアドレス
			@
ﾌﾘｶﾞﾅ		勤務先電話番号	
勤務先名称 （部署名含む）			
ﾌﾘｶﾞﾅ			
勤務先住所	〒　　ー		
変更理由	死亡　・　その他（　　）		

＊保証人は、奨学生本人及び連帯保証人と別住所、別生計、65歳未満で、原則として本人からみて4親等以内の方で、いつでも本人と連絡のできる方とします。
＊保証人は、貸与金の返還義務を負いません。
＊保証人は、奨学生本人及び連帯保証人に対し、返還の指導を誓約する方とします。

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
TEL　042－674－3984
FAX　042－674－3475
MAIL henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

この用紙は切り取らずコピーしてお使いいただくことをお勧めします。

様式５

中央大学貸与奨学金　返還猶予願

２０　　年　　月　　日

中央大学学長　殿　　下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還猶予をお願いします。

最終学歴の学籍番号 ＊専門職大学院は学部在籍時の学籍番号	
ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　名　　㊞ （朱肉印）	住所　〒　　－ TEL　（　　）　携帯 TEL　（　　）
該当事由（該当箇所に〇をつけてください）	災害　病気加療　他大進学　中大進学　経済事由他

猶予希望期間：**２０　　年度返還分（２０　　年１２月 ～ ２０　　年１１月　１年間）**

猶予事由（裏面を参照し、猶予を希望する理由を詳しく記入してください）

※猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。

※在学猶予の申請期間は当該年度の６月～９月です。

※一般猶予の申請期間は該当年度の６月～９月です。所得証明書の添付が必要な場合、前年分所得記載のものを提出してください。

2021.3 月改定

〔返還猶予願の猶予事由欄の記入について〕

猶予事由欄は詳しく記入してください。

＊猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。

記入例（次頁）を参考にしてください。

＜猶予事由に関わらず共通して記入する内容＞※必須

現在の生活状況や経済的事情

今後の生活や経済的な見通し

返還猶予を申請するに至った理由と、返還に向けての今後の計画

＜猶予事由により記入する内容＞

①災害

災害の名称、日時と被災内容

復興の見込み

②病気加療

病名、現在の病状

治療の状況や回復の見込み

③他大学進学・中大進学

進学する学校名、学部・学科名、研究科・専攻・課程名、学年

入学（進学）年月

卒業（修了）予定年月

進学理由

学業の状況、卒業（修了）後の計画

④経済事由他

現在の生活状況や経済的事情について特に詳しく記入してください。

＊大学院研究生、通信教育、専門学校在学、科目等履修生の場合は、在籍している学校名、在籍期間、講座・コース名、試験の名称等を記入

注）事由欄の記入が不足していたり、詳細がわからないと、奨学委員会に諮ることができません。必ず詳細に記入するようにしてください。

⇨ 次頁に記入例あり

この用紙は切り取らずコピーしてお使いいただくことをお勧めします。

様式５

中央大学貸与奨学金　返還猶予願

記入例

２０２１年　７月　１日

中央大学学長　殿　　下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還猶予をお願いします。

最終学歴の学籍番号 ＊専門職大学院は学部在籍時の学籍番号	1	1	A	1	1	0	1	0	0	1	A

ﾌﾘｶﾞﾅ　ｼｮｳｶﾞｸｶ　ﾀﾛｳ 氏　名　奨学課 太郎　㊞ （朱肉印）	住所　〒１９２　－０３９３ 東京都八王子市東中野７４２－１ TEL　０４２　（　６７４　）９９９９　携帯 TEL　０８０　（　１１１１　）２２２２
該当事由（該当箇所に〇をつけてください）	災害　病気加療　他大進学　中大進学　経済事由他

猶予希望期間：**２０　２１　年度返還分（２０　２１　年１２月 ～ ２０　２２　年１１月　１年間）**

猶予事由（裏面を参照し、猶予を希望する理由を詳しく記入してください）

私は２０１５年３月に中央大学を卒業し、現在は求職中でアルバイトをしております。
頻繁にハローワークにも通い求職活動に力を注いでいるのですが、思うように結果が出ず、アルバイトだけで生計を
立てている状況です。アルバイトは週に５日入っておりますが、月収は約１０万円程度であり、生活費に充てるのが
精一杯です。奨学金を返還する意思はあるのですが、現在はその余裕が全くない状況となっております。
今後引き続き求職活動を行い、今年中には就職を決めたいと思っております。就職後は奨学金を必ず返還していく
所存ですので、ご迷惑をお掛けして大変申し訳ありませんが、今年度については返還猶予をお認めいただきたく、
よろしくお願い申し上げます。

※猶予事由を証明する書類を必ず添付してください。
※在学猶予の申請期間は当該年度の６月～９月です。
※一般猶予の申請期間は該当年度の６月～９月です。所得証明書の添付が必要な場合、前年分所得記載のものを提出してください。

2021.3 月改定

様式６

中央大学貸与奨学金　返還免除願

２０　　年　　月　　日

中央大学学長　殿　　下記の通り、中央大学貸与奨学金の返還免除をお願いします。

フリガナ 連帯保証人氏名　㊞ （または相続人）　（朱肉印） （借用者本人との続柄：　　）	住所　〒　　－ TEL　（　　）　携帯 TEL　（　　）
該当事由 （該当箇所に○をつけてください）	借用者本人死亡　（　　年　　月　　日） 借用者本人心身障害で治る見込みなし
借用者本人の最終学歴の学籍番号 ＊専門職大学院は学部在籍時の学籍番号	
フリガナ 借用者氏名	貸与総額　　円　残高　　円

返還免除申請の理由（　８ページを参照し、上記事由とあわせて連帯保証人も返還が困難である理由を詳しく記入してください）

※　免除を申請する事由を証明する書類を必ず添付してください。

様式7

中央大学貸与奨学金
返還年賦額を超える返還・一括返還
振替申込書

中央大学貸与奨学金の返還について、当年１２月の口座自動振替では、

返還年賦額を超える返還　　・　　一括返還　をしたいので、下記の金額を
（↑該当するものに〇を付けてください）

指定口座より振り替えてください。

申込日	２０　　年　　月　　日	
フリガナ		朱肉印
本人氏名	(西暦)　　年　　月　　日生	㊞
在籍当時の学籍番号		
電話番号	（自宅）	（携帯）

下記Ａ・Ｂのどちらかに記入してください。		
Ａ：返還年賦額を超える返還金額（振替希望額）	返還年賦額（①）	円
	加算したい返還金額（②）	円
	合計（①＋②）	円
Ｂ：一括返還金額		円

申し込み期限：**該当年度の9月末日**まで

＊ご記入の上、下記奨学課まで郵送・ＦＡＸ送信するか、または申込書をＰＤＦファイルで下記メールアドレスまで送信してください。

＊本申込書の内容確認をさせていただく場合があります。電話番号は必ず記入してください。

＊一括返還の場合、振込用紙の利用も可能ですので連絡してください。

＊年賦額以下の金額は指定できませんので、注意してください。

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
〒192-0393　東京都八王子市東中野７４２－１
TEL　０４２－６７４－３９８４
FAX　０４２－６７４－３４７５
MAIL　henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

事務処理欄

様式8

中央大学貸与奨学金
口座振替金額　増額申込書

下記の通り、中央大学貸与奨学金の振り替え金額の増額を希望しますので
指定口座から振り替えをお願いします。

申込日	２０　　年　　月　　日		
フリガナ			朱肉印
本人氏名	(西暦)　　年　　月　　日生		㊞
在籍当時の学籍番号			
電話番号	（自宅）	（携帯）	

繰り上げ返還金額	1	年１２月	円
	2	年１２月	円
	3	年１２月	円
	4	年１２月	円
	5	年１２月	円
	6	年１２月	円
	7	年１２月	円
	8	年１２月	円
	9	年１２月	円
	10	年１２月	円
	11	年１２月	円
	12	年１２月	円
	13	年１２月	円
	14	年１２月	円
	15	年１２月	円
返還合計額			円

申し込み期限：**該当年度の9月末日まで**

＊ご記入の上、下記奨学課まで郵送・ＦＡＸ送信するか、または申込書をＰＤＦファイルで下記メールアドレスまで送信してください。

＊本申込書の内容確認をさせていただく場合があります。電話番号は必ず記入してください。

＊増額したことにより返還期間が短縮されます。完済した場合、返還誓約書（借用証書）は届け出のある住所に送付します。

＜お問合わせ先＞　中央大学学生部事務室奨学課
〒192-0393　東京都八王子市東中野７４２－１
TEL　042-674-3984
FAX　042-674-3475
MAIL　henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

事務処理欄

口座振替に関する取り扱い要領

１．取り扱い金融機関

全国の都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合（一部を除く）・農協・労働金庫・ゆうちょ銀行・信漁連・漁協（一部を除く）・ネット銀行（一部を除く）・その他

２．口座振替取扱会社

リコーリース株式会社

1976 年 12 月設立　　東京証券取引所市場第一部上場　　資本金　78 億 9,686 万円

主な取引先：リコー及びリコーグループ企業、大塚商会、早稲田大学、埼玉大学、中央大学

＊中央大学貸与奨学金の返還に関して口座振替業務を委託しておりますが、直接同会社から連絡することはありません。

３．口座振替日

原則、毎年 12 月 4 日です。

＊万一、引き落としできなかった場合は再振替（2 月 4 日）

＊振替日が金融機関休業の場合は翌営業日となります。

＊振替前に通知します。

４．口座振替手数料

１回の振替につき口座振替手数料 71 円（内、消費税 8%分 5 円）がかかります（2016 年 12 月現在）。

なお、口座振替手数料は変更になる場合があります。あらかじめご了承ください

＊万一、当日振替ができなかった場合は、次回（2 月 4 日）に振替手数料の 2 回分を請求することになります。

５．通帳への印字

「ＲＬ）チュウオウダイガク」と印字されます。

＊ＲＬとは取扱会社であるリコーリースの略です。

中央大学奨学金貸与規程

（規程第四十五号）

（趣旨）

第一条　中央大学学則第四十六条第三項及び中央大学大学院学則第四十八条第三項の規定に基づき、中央大学（以下「本大学」という。）に奨学資金を置き、学部又は大学院に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的事由によって修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。

２　本大学から奨学金の貸与を受ける者を貸費生といい、その奨学金を貸与金という。

（資金）

第二条　貸費生の貸与金は、次の資金をもって充てる。

一　本大学が毎年度の予算に計上する資金

二　返還金

三　寄附金

（貸費生の種類）

第三条　貸費生の種類は、次のとおりとする。

一　学部貸費生

二　大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生

三　大学院博士課程後期課程貸費生

四　大学院博士課程後期課程特別奨学生

五　応急奨学金貸費生

六　入学時貸与奨学金貸費生

（貸与金額）

第四条　前条第一号から第四号までの規定に掲げる貸費生の貸与金の金額は、別表第一に掲げるとおりとする。

２　本人の希望により前項の貸与金の金額を減額して貸与する場合の貸与金の金額は、別表第二に掲げるとおりとする。

（応急奨学金貸費生及び入学時貸与奨学金貸費生）

第五条　第三条第五号及び第六号の貸費生については、別に定める。

２　第一条第一項の規定にかかわらず、本大学の入学の選考に合格し、所定の入学金を納入した者には、応急奨学金を貸与することができる。

３　第一条第一項の規定にかかわらず本大学の入学の選考に合格し、本大学入学の誓約書を提出した者には入学時貸与奨学金を貸与することができる。

（貸与の期間及び再出願）

第六条　貸与の期間は、十二カ月以内とする。

２　二カ年以上貸与を志望する者は、一カ年を経過するごとに改めて出願しなければならない。

（出願の手続）

第七条　貸与を志望する者は、連帯保証人（以下「保証人」という。）と連署した本大学所定の申請書を提出しなければならない。

２　保証人は、父母又はこれに準ずる者で、独立の生計を営む者でなければならない。

３　申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　貸与を必要とする事情を証明するもの

二　学業成績証明書

（貸費生の決定）

第八条　奨学委員会（以下「委員会」という。）は、学長の承認を得て貸費生を決定する。

２　貸費生を決定したときは、本人に通知する。

３　前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

（貸与金の交付）

第九条　貸与金は、毎月一カ月分ずつ交付する。ただし、特別の事情があるときは、二カ月分以上を合わせて交付することができる。

（貸費生の異動届）

第十条　貸費生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証人と連署のうえ、速やかに届け出なければならない。

一　休学、停学又は退学するとき。

二　本人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

（他の奨学金との関係）

第十一条　貸費生は、他の奨学金を併用することができる。

（貸与の停止）

第十二条　貸費生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、貸与金の貸与を停止する。

一　明らかに成業の見込みがないとき。

二　休学又は退学するとき。

三　その他貸費生として適当でないと判断されたとき。

（貸与の辞退）

第十三条　貸費生は、いつでも貸与金を辞退することができる。

２　辞退する場合には、保証人連署の届出書を提出しなければならない。

（貸与金借用証書の提出）

第十四条　貸費生が次の各号のいずれかに該当する場合は、保証人と連署のうえ、貸与金借用証書を提出しなければならない。

一　貸与期間が満了したとき。

二　貸与を停止されたとき。

三　貸費生を辞退したとき。

（貸与金の利息）

第十五条　貸与金には利息を付けない。

（貸与金の返還方法及び期限）

第十六条　貸費生が第十四条各号のいずれかに該当するときは、貸与が終了し、かつ、卒業・修了・辞退又は退学した月の翌月から起算して六カ月経過したのち、十年以内に貸与金を返還しなければならない。

２　二カ年以上貸費生であった者は、前項の返還期限を延長することができる。ただし、通算して十五年を超えることはできない。

３　貸与金の返還は、特別の事由があると認める場合を除き、年賦とする。

４　貸与金の返還年賦額は、第一項に該当するときは、貸与金総額の十分の一以上とし、第二項に該当するときは、貸与金総額の十五分の一以上とする。年賦額に満たない端数が生ずるときは、その端数分を最終の年賦額に加算する。

５　貸与金の返還期日及び返還年賦額は、貸与金借用証書に明記して提出しなければならない。

６　貸与金は、いつでも繰上げ返還することができる。

（延滞金）

第十七条　貸与金の返還期限後の滞納金に対しては、延滞金を徴収することができる。

２　前項に定める延滞金の額は、その延滞している返還年賦額に一カ年を超えるごとに百分の五の割合を乗じた金額とする。

（貸与金の返還猶予）

第十八条　貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって貸与金の返還を猶予することができる。

一　災害又は疾病によって、返還が困難となったとき。

二　学部又は大学院に在学するとき（他の大学の学部又は大学院を含む。）。

三　その他委員会が返還猶予を適当と認めるとき。

２　返還猶予の期間は、前項第二号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、一カ年以内とし、願い出により一年ごとに延長することができる。ただし、通算して五カ年を超えることはできない。

（返還猶予の願い出）

第十九条　貸与金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した貸与金返還猶予願を提出しなければならない。ただし、前条第一項第二号に該当するときは、貸与金返還猶予願に在学証明書を添付しなければならない。

２　前項の貸与金返還猶予願について、特に必要があると認めたときは、その事由を証明することのできる書類を提出させることができる。

（貸与終了後の異動届）

第二十条　貸費生であった者が、貸与金返還完了前に、その氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

２　前項の規定は、保証人についても準用する。

（貸費生の死亡届）

第二十一条　貸費生が死亡したとき、又は貸費生であった者が貸与金返還完了前に死亡したときは、保証人又は相続人は、死亡届に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて、速やかに提出しなければならない。

２　貸費生が死亡したときは、第十四条の規定に準じて貸与金借用証書を死亡届に添えて、提出しなければならない。

（死亡及び心身障害による貸与金の返還免除）

第二十二条　貸費生又は貸費生であった者が、死亡し又は心身障害により労働能力を喪失し、貸与金の返還未済額の全部又は一部について返還困難となったときは、願い出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

２　前項の免除を受けようとするときは、相続人（心身障害の場合にあっては本人）又は保証人は、戸籍抄本（心身障害の場合にあっては医師の診断書）を添付し、速やかに貸与金返還免除願を提出しなければならない。

３　前項の場合において、委員会は、返還が困難であることを示す書類の提出を求めることができる。

（返還免除の決定及び通知）

第二十三条　前条の規定により貸与金返還免除願の提出があったときは、委員会はこれを審査決定する。

２　決定の結果は、本人、保証人又は相続人に通知する。

附　則（規程第千七百五十二号）

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三条に次の一号を加える改正規定、第三条の三の見出しを改める改正規定、第三条の三第一項の改正規定及び第三条の三に次の一項を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

別表第一

種　　類	金　　額 （月　額）
学部貸費生	６０，０００　円
大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生 大学院博士課程後期課程貸費生 大学院博士課程後期課程特別奨学生	６０，０００　円

別表第二

種　　類	金　　額 （月　額）
学部貸費生	４０，０００　円
大学院博士課程前期課程・修士課程貸費生 大学院博士課程後期課程貸費生 大学院博士課程後期課程特別奨学生	４０，０００　円

奨学金の返還は
長期間に亘ります。
計画的な返還を
お願いします。

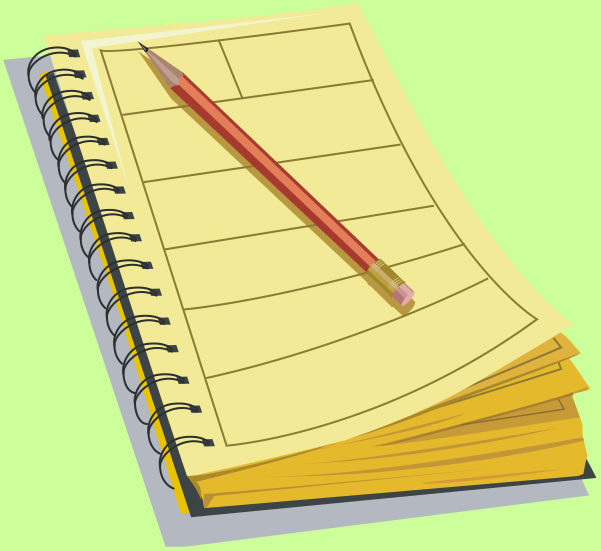

（2016 年 12 月発行）
（2020 年 4 月改訂）
（2021 年 4 月改訂）

＜お問い合わせ先＞
中央大学学生部事務室奨学課
〒192-0393　東京都八王子市東中野７４２－１
TEL　042-674-3984
FAX　042-674-3475
MAIL　henkan-grp@g.chuo-u.ac.jp

受付時間　月～金　９：００～１７：００
　　土　　９：００～１２：００

※受付時間は変更になることもありますのでホームページでご確認ください。
http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/hours/

※返還に関してはホームページでもご案内しております。各種手続きに必要な書類もダウンロードすることができますので、ご利用ください。
http://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/